

平成25年太宰府市議会第3回(9月)定例会
総務文教常任委員会会議録

平成25年9月9日(月)

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成25年太宰府市議会第3回定例会 総務文教常任委員会〕

平成25年9月9日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第67号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第68号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第73号 平成25年度太宰府市一般会計補正（第3号）について
日程第4 意見書第4号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書
日程第5 意見書第5号 TPP交渉からの即時脱却と情報公開を求める意見書
日程第6 意見書第6号 今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書
日程第7 意見書第7号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書
日程第8 要望第3号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門田直樹	議員	副委員長	渡邊美穂	議員
委員	福廣和美	議員	委員	不老光幸	議員
〃	藤井雅之	議員	〃	長谷川公成	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

総務部長	三笠哲生	市民生活部長	古川芳文
教育部長	今泉憲治	教育部理事	堀田徹
会計管理者	松本芳生	議会事務局長	坂口進
総務課長	友田浩	経営企画課長	濱本泰裕
情報・公文書 推進課長	百田繁俊	協働のまち推進課長	藤田彰
管財課長	久保山元信	税務課長	吉開恭一
納税課長	伊藤剛	教務課長	井上均

生涯学習課長	木原裕和	中央公民館長 兼市民図書館長	田村幸光
文化財課長	菊武良一	学校教育課長	森木清二
監査委員事務局長	関啓子	会計課長	緒方扶美
議事課長	櫻井三郎		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 白石康子

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第67号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第67号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部からの補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 議案第67号、太宰府市税条例の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。議案書は9ページから14ページまで、条例改正新旧対照表は1ページから20ページまででございます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日付で交付され、同法の改正のうち、一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ交付されたことに伴い、市税条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、公的年金等にかかる個人市民税につきまして、特別徴収の方法を見直すもの、及び株式及び公社債等にかかる所得に対する課税の見直しによる関係規定の整備を行うものでございます。

具体的な内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。第47条の2につきましては、特別徴収対象年所得者が賦課期日以後に市外に転出した場合も特別徴収を継続することとする改正に伴い、特別徴収対象年所得者の除外規定の見直しを行ったものでございます。

2ページの第47条の5につきましては、年金から特別徴収する金額を平準化するための算定方法の改正で、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1相当額とするものでございます。

附則第6条及び3ページの附則第6条の2につきましては、引用カ所の繰り上げに伴って条番号の整理を行うものであります。

4ページをお願いします。附則第7条の4につきましては、上場株式等譲渡所得等に係る個人市民税の課税の特例について、附則第19条の2の新設に併せて、引用条項を追加するものでございます。

附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されましたことに伴う規定の整備でございます。

6 ページをお願いします。附則第19条につきましては、株式及び公社債等に係る譲渡所得等の分離課税の特例を、上場株式及び特定公社債等と、上場株式以外の一般株式及び特定公社債以外の公社債等に区分し、改正後の附則第19条と附則第19条の2に整理したものでございます。

7 ページの方ですが、左側の現行の附則第19条の2から、次の8 ページから14ページの附則第20条第6項まで、それから15ページの附則第20条の3並びに20ページの附則第20条の5につきましては、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、国が示します条例改正準則の中で条例の性格を踏まえて削除することとされましたので、準則に従い規定を削除するものでございます。

戻りまして、14ページの附則第20条の2でございますが、これは規定を繰り上げ附則第20条とするものでございます。

それから、17ページの附則第20条の4につきましては、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律によりまして、条約適用配当等に係る分離課税につきまして特定公社債の利子等が対象に追加されましたことに伴う規定の整備を行い、併せて附則第20条の2に規定を繰り上げるものでございます。

次に施行期日につきましては、議案書13ページをお開きください。附則第1条のとおり本条例につきましては、平成28年1月1日の施行となりますが、第1号に掲げる条項は平成28年10月1日、第2号に掲げる条項は平成29年1月1日施行となっております。

なお、附則第2条で改正後の各条項の適用が明確になるように、経過措置について説明をさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくご審議たまわりますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第67号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時06分）

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第68号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第2、議案第68号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部からの補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 議案第68号、太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書につきましては、15ページから18ページ、新旧対照表は21ページから26ページまでをご覧くださいませ。

まず、国土舘大学太宰府キャンパス跡地を太宰府市立松川運動公園として位置づけるために条例の一部改正を行うものでございます。条例第2条第4号に、名称として太宰府市立松川運動公園、位置、太宰府市御笠五丁目268番地1外を追加しております。これは新旧対照表でいきますと21ページに記載しております。

次に別表でございます。議案書17ページ、第4条関係にいきますと、公園の名前、施設名、期間、時間と明記しております。これにつきましてはグラウンドと体育館それぞれ施設名称を入れさせていただいています。期間につきましては通年、時間につきましては、グラウンドは午前9時から日没まで、体育館は午前9時から午後9時30分まで、他の施設と同様にしております。

続きまして、議案書18ページ、別表第2、第7条関係でございます。新旧対照表でいきますと、24、25ページになります。これにつきましては、公園名、施設の使用料区分、施設名、時間等を追加し、明記したものです。まず、施設の名称は松川運動公園、使用料はグラウンドと体育館をそれぞれ分けさせていただいております。料金につきましては、市内、市外、一般と小・中学生と分けさせていただいております。体育館につきましては、使用料を明記し、金額についても他の施設と同等としております。

以上、ご審議の程よろしくお願いたします。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 体育館の件ですが、前回の議員全員協議会でこの耐震化の問題が取り上げられまして、その時は崩れないのではないかというお話で、私たちが実際に目視した限りでは鉄骨があれだけ張り出て丈夫だなと印象は受けたんですが、やはり公共施設となる以上、今

後耐震化、あるいは補強に関しての計画をまず教えていただけないでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 耐震化につきましては、今年6月補正させていただきまして、現在耐震化診断中でございます。耐震化診断はだいたい2月ぐらいに診断結果が出る予定であります。ただ、今活用するにあたっては現行の建築基準法が遡及して適用されることがございませんので、使用に関しては問題ないです。ただ、安全面と言われるとあれですが、使用に関しては問題ないと考えています。ただ、診断結果を基にして耐震の改修等は考える必要があると思っておりますので、結果が出て必要となれば、耐震の大規模改修費用等を積算し、施設の保存期間、改修の方法等をみて総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 2月に診断結果が出るということですが、6月に補正をして、通した後、そんなに耐震診断は期間がかかるものですか、半年以上かかるんですかね。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） すみません。私、技師ではないので、詳細についてはわかりませんが、公共施設整備推進課を通してお願いしておりますので、2月ということで聞いております。申し訳ございません。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） どう考えても、耐震診断がそんなに時間がかかるというのは、私は不自然としか思えないんですが、民間で使用されているときはいいですが、これが公共になって公共施設としてオープンするときに、議会が耐震診断が終わっていない建物について最終的にその使用を議会が許可することになるわけですよ、なのでそれは例えば要望すれば診断結果は早く出すということは可能なのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） すみません。私、その辺りについてははっきりわかりませんので、担当の公共施設整備推進課長と打ち合わせてやっていきたいと思っております。

○委員長（門田直樹委員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 他の施設の例でも、時間がかかるのは事実でございます。かなり順番待ちがあるということと、診断にも時間がかかるということは他の施設でも同様ということで聞いております。それについては、急ぐように要望はしていきたいというふうに思っております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

（渡邊美穂副委員長「はい」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 3点ほど伺います。10月8日から施行されるこの条例ですが、まずこの運

動公園のグラウンドの使用が午前から日没までという提案がされていますが、体育館は午後9時30分まで開放されているのであったら、北谷運動公園と同様に今後日没以降、要は午後9時30分までという開放は今後考えられないのかというのが1点と、先日総務文教常任委員会の所管調査で現地に伺いましたが、グラウンドのまわりをバスから見せていただきましたが、まだ駐車場の整備は始まってなかったのですが、10月8日からこれを施行されるにあたってグラウンド周辺の駐車場の整備はどうなるのかということをお伺いします。それと、この松川運動公園の運営について、今後市の直営でいかれるのか、いずれは指定管理者なりの活用を考えてあるのかということについて、答弁をお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） まず、日没の関係ですが、松川運動公園は夜間照明がないため、使用時間は今のところ日没までということにしております。次にグラウンドまわりの駐車場の整備についてですが、グラウンドの上の方に約50台程度を予定しており、トイレの関係もございまして簡易舗装といいますか、完全に舗装せず、まずは車を止められる、駐車場の確保ということで進めていくことにしております。指定管理者制度の導入につきましては、今後検討していくこととしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 夜間照明がないということは、現地に伺ったときに見てきましたのでわかるんですが、もう一步踏み込んで、今後日没以降も使いたいという要望があれば、夜間照明等を設置していただくことは今後の検討課題なのかということが1点、駐車場についても、確認ですが、10月8日までには車を止める部分、スペースが確保されるということで理解していいんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 条例で掲げています10月8日とありますが、これは消費税導入の関係で10月8日としております。実際、開放は10月をめぐりとしておりますので、実際の開放日についてはもう少し後ろにずれてきますし、工事の関係もございまして、その辺りは調整になるかと思っております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） まず、一点目は看板設置についてですが、松川運動公園という名称がこれで決まったのであれば、看板、案内板ですね、だいたい何カ所ぐらい考えてあるかお聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 看板の設置については、まず整備が先であったもので、今のところそのことについては打ち合わせはできておりませんので、今後調整してやっていこうと考えております。

- 委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。
- 委員（長谷川公成委員） 開園にむけて、今後設置するというお考えですか。
- 委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（木原裕和） その辺りは予算等もございますので、今後検討していきたいと考えております。
- 委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。
- 委員（長谷川公成委員） もう一点は、どの施設もだいたい午前9時から開くのですが、グラウンド等は準備等もあるので役員は午前7時とか午前7時30分に集合ということになることが多いが、そういった受け入れは他の施設と同様に認めるといふかたちになりますか。
- 委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（木原裕和） 原則どおりで行かせていただければ、午前9時からということになります。その辺りは運用といふかたちになろうかと思っております。
- 委員長（門田直樹委員） 不老委員。
- 委員（不老光幸委員） 県道筑紫野・古賀線から松川運動公園に入る車の量はだいぶ増えてくると思われるが、その部分に将来的には信号機等の設置を考えてあるのかお尋ねします。
- 委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（木原裕和） 今のところ、今後の交通量を見ながら検討していきたいと考えております。
- 委員長（門田直樹委員） 福廣委員。
- 委員（福廣和美委員） この前本会議2日目の上議員の質疑で雨漏りのことが取り上げてありましたが、回答では今後必要性に応じて補正予算で対処するということでしたが、最初から心配しているように次から次にいろんな問題が出てきて補正、補正、補正でやっていくというのが、一番心配な点と思っているのですが、全体が把握できないと、いくらお金がかかるかわからないという心配があるんですよ、雨漏りがあるのですぐ修理しますというようなことはぜひ止めてほしい。何かあるからすぐ補正でやりますという考えは、ぜひこの際払拭してほしいのですが、いかがですか。
- 委員長（門田直樹委員） 教育部長。
- 教育部長（今泉憲治） その後、翌日に現地に行きました。その場に居合わせた方に状況を聞くと、ポタッ、ポタッと落ちていたということで、あまり支障はないといえますか、どっと落ちてくるような雨漏りではないということで、基本的な調査はいたしますが、大掛かりな補修は必要ないと、現時点では考えております。
- 今後のことにつきましては、かなり古い施設でございますので、莫大な投資をしてどうするかということについては基本的には考えておりませんので、必要最小限のことしか、今のところは考えておりません。以上です。
- 委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） もう一点ですが、こうゆうことを言うと松川の方に怒られるかもしれませんが、午後9時半まで使うと、安全面が心配になるんですよ。帰りの問題とか。みんな車で行けば問題ないと思うんだけど、近隣の方が歩いて帰ったりするようなことがあると、ここができたおかげで事故に合ったというようなことがないような、ある程度安全面を、生涯学習課長はそれ専門だからよくわかると思うけれど、以前も塾帰りの女の子が襲われるという事件も発生しておりますので、ぜひ安全面をより考えておってほしいなと思います。まだ、今のところそこまでいっていないと思いますが、その点いかがでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 利用に対しては、その辺りは十分に注意して対応していきたいと考えます。ありがとうございます。

○委員長（門田直樹委員） 私から一点。先ほど管理の件で早朝に開けたり、団体によっては要望がかなりあると思いますが、北谷運動公園が近くにあって、料金等もほぼ同じような設定をされているということで、北谷運動公園の利用の影響が考えられますね、ナイトー設備がないのであれですが、日中の分がですね。当然それで利用料が減るということで、指定管理料がどうかということは協議によると思いますが、そういうところ考えて指定管理も検討されるということですが、こういった場合に、施設は別々で施設はまとめて仮に北谷運動公園の指定管理者である体育協会に任せるとか、それともやはり別々ですかね。その辺りのことをお聞かせください。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） その辺りは、種目などを差別化して利用していただくことも含めまして、松川運動公園は体育館とグラウンドしかありませんので、指定管理者制度になりましたら、事業という部分が入ってきます。そういった部分での指定管理者制度の利用ということになり、北谷運動公園はテニス教室がありますが、松川運動公園はそういうことができない部分がございますので、その辺りは十分調整しながら検討していきたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから、意見交換を行います。議案第68号について、ご意見はありませんか。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 先ほど申し上げたんですが、耐震診断が終わっていない段階でここをオープンする、最終的には議会の責任でこれを議決するということになるわけですが、それに当たっては、個人として要望することは以前もやっていましたが、討論とかで、しかし、委員会できちんと診断とか検査は早急に終わらせて、安全面に最大限に配慮するというような内容の要望みたいなものを、正式にきちんと市側の方に上げるようなことをやったうえでの賛成という、個人的にはそういうふうな議会としても最大限の配慮をしたというようなものが必要じゃないかなと、私は思うんですがいかがでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 私はちょっと違う考えで、何度か現地も見て、目視したけれども、専門家じゃないので詳細はわからないけれども、建物の構造自体が上が重たくないと思う。それで、鉄骨もあの大きさに対して非常に密に組んであって、天井もですね。地震の時あれが倒壊するというのはまず考えられないと、私は思うんですよ、ただ、天井の一部が落ちてくるというのはあるかもしれませんね、ぜったいとは言えない。

もう一つ、雨は少量でも危ないんですよ、ツルンっと滑るんですよ、体育館は。雨漏りの場所がわかっておけばバケツを置いたりして目印をするけれど、少量だからいいというわけではなく、そういう場合は老朽施設だから使用中止と、意見交換だからこういうこといいますが、そういう時は申し訳ないけれども使えませんか、それでも使うことできるのかな、その時は利用者の責任だろうけれども、そういうのを理解して使ってくださいと利用者に重々言って。この庁舎やあちこちの施設でもいろいろ考えれば危険はあると思う。100%危険とか、水害でも50年、100年とかいうけれども、それは100年とか1,000年とか耐えられればいいけれども、なかなかそれでは先に進んでいかないと思うんですよ。まずは利用者に理解していただいて、というのはどうかなと思うんですけれどね。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） ここは若干雨降ったら危ない施設ですから、それをご理解のうえ利用ください、というのは、公共施設として言えないような気がします。

○委員長（門田直樹委員） そうかな、公共だから100%でなければならないというのはどうかなと思う。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 私がこの条例の提案部分で理解していたのは、10月8日からてっきり開放すると理解していたんですが、さきほどのやりとりの中でそういうわけではなくで消費税のからみで10月8日から施行という答弁がありましたので、問題は、ではいつから体育館は開放が始まるのかという部分になってくると思うんですが、診断結果が出てから開放するのか…。

（福廣和美委員「（聞き取り不能）」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 意見交換ですから、どうぞ。福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それはこの前から私が言っていることだけれど、早く使いたいからということだったから…、今まで消費税の話のことは一回もなかったからね、その時には。早く使いたい団体がいるから使わせてほしいと。それにこちらは譲歩しているだけの話であって、耐震とかで開放を待つとか、そういうことはあり得ないよ。と、私が執行部の代わりに回答すれば、そうなるけれども。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

これから討論・採決を行います。

○委員長（門田直樹委員） 議案第68号、太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について、  
討論はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 私は正式に委員会で要望とかを出した方がよかったのかなと思っていたんですが、それができないようなので、個人的に要望しますけれど、やはり安全面を最大限配慮していただいて、できれば耐震診断は目視でやっておられる、当市の技師さんを信用しないわけではないのですが、市の職員の方の目視と聞いております。ですから、できれば最低限でも、専門家の目視とか、少しでも安全性が高いなということが市民や議会の方にも実感できるようなかたちで早急に対応していただくということを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時27分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第73号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第3、議案第73号、平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）についての当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補足説明をいただく際、関連のある別の補正項目については、併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり、決定しました。

執行部におかれましては、関連のある補正については、併せて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。補正予算書の歳出、14、15ページをお開きください。

2款1項7目、公用車管理関係費について、補足説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（久保山元信） 2款1項、総務管理費、7目、財産管理費、細目990公用車管理関係費の公用車の購入について補足説明をさせていただきます。予算書は15ページになります。本年5月末に公用車の1トントラック、昭和63年に購入した分でございますが、エンジン系のトラブルに

より故障したため、廃車いたしております。このため、イベント、草刈、選定等の業務に対するトラックの需要が多いことや、災害時の運搬、資材の運搬等に備える必要があるため、その買い替えとして1.5トンの貨物トラックの購入するために、補正予算をお願いするものでございます。その関連予算計260万1,000円を計上させていただいております。それでは、項目ごとにご説明させていただきます、関係経費として12節：役務費、登録手数料5万8,000円、自賠責保険料3万1,000円、任意保険料5万4,000円、合計14万3,000円でございます。次に、18節：備品購入費、242万5,000円でございます。それから27節：公課費、自動車重量税3万3,000円、補正予算合計として、260万1,000円を計上させていただいております。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 確認したいのですが、以前十何年か前に質問したのですが、公用車の任意保険について、昔は事故を起こすと自分で解決しなければならないということだったので、そういうことはすべて保険会社が代行するようなそういう保険に変えた方がいいんじゃないかと提案したんですが、その後現状はどうなっていますか。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（久保山元信） 現状は保険会社の方に示談等の交渉をお願いするかたちとさせていただいております。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

私から一点、242万5,000円、これは新車だと思うんですが、こういうのはわざわざ入札としないと思うんですが、合見積もりみたいなかたちでやるのですか。

管財課長。

○管財課長（久保山元信） 入札を行うことで、購入予定といたしております。随意契約ではございません。

○委員長（門田直樹委員） 入札ですね。参考までに、一番高いところとどれくらい差があったのか、分かりますか。上と下の金額差。

管財課長。

○管財課長（久保山元信） これについては、こういう車種でということである程度の見積もりを取りまして、予算計上をさせていただいております。その分につきましては、入札をしましてこれから決定するようなかたちでございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。次に進みます。

同ページ、2款1項7目、普通財産管理関係費、松川公共施設（庁舎分）整備事業費、及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（久保山元信） 2款1項：総務管理費、7目：財産管理費、細目991普通財産管理関係費の17節の公有財産購入費1,690万円の減額補正につきまして補足説明させていただきます。松川公共施設、旧国土館跡地につきましては、用地購入につきましては本年4月8日に所有権移転登記が完了し、5月10日に用地購入費平成25年1回目の支払いでございます1億5,310万円の支払いが完了しております。今回、国の交付金、地域の元気臨時交付金が交付されたことから、この交付金を充てることとし、その予算の減額補正と財源組み換えを行っております。17節の公有財産購入費、複合施設用地購入費につきましては当初予算が1億7,000万円ございました。この分から、支払いました購入費1億5,310万円を差し引いた1,690万円を減額し、その財源でございました基金繰入金、及び市債を減額するものです。ここで歳入の関係がございますので、併せてご説明させていただきます。前ページ、13ページをお開きください。18款繰入金、1項基金繰入金、1項基金繰入金、7節公共施設整備基金繰入金、3,000万円の減額となっております。次に、下の方になりますが、21款市債、1項市債、1目総務債、1節複合施設整備事業債1億4,000万円を減額するものでございます。さらに、6ページ第4表地方債補正、複合施設整備事業債1億4,000万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款1項9目、基金積立金、及び関連する歳入の補正について、併せて説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 補正予算書14、15ページ、2款1項9目、25節積立金、細目330の基金積立金についてご説明させていただきます。平成…

（久保山元信管財課長「委員長」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（久保山元信） 先ほどのところで、松川公共施設（庁舎分）整備事業費の説明が抜けておりましたので、説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） どうぞ。

○管財課長（久保山元信） 申し訳ございません。2款1項総務管理費、7目財産管理費、細目993松川公共施設（庁舎分）整備事業費についてご説明いたします。今回の補正予算といたしまして、旧国土館跡地の実習棟665㎡を公文書館として、また旧教室棟を庁舎機能を持たせた公共施設として活用いたしたく、9月補正予算として工事設計監理等委託料として13節委託料として620万円を計上し、またその工事請負費を1億3,390万円計上させていただいております。

13節の工事設計監理等委託料620万円につきましては、施設の改修設計に伴う構造の検討と材

料及びその数量の検討を行い、工事にあたって設計監理を行わせる委託料でございます。

次に工事の請負費15節1億3,390万円でございます。教室棟につきましては、延べ面積2,231㎡でございます。この建物の5階建てでございます、下から1階にビジターセンター及び管理事務室、2階には上下水道部門、3階にはコミュニティセンター、及びサークル関係の貸室、4階については文化財資料庫等、5階については会議室を予定いたしております。このため、部屋の間仕切り、内部の壁、床等の補修、電気、防災設備関係の補修などの改修費でございます。

次に実習棟でございます。公文書館として活用してまいりたいと考えております実習棟でございますが、ここにつきましても、改修として部屋の間仕切り、内部の壁、床等の補修、ならびに書架設置工事等でございます。次に、この公共施設の交通機関としてまほろば号を乗り入れるために道路整備、バスセンターの設置工事といたしております。また、補正予算の財源として、地域の元気臨時交付金の一部を充てるようにいたしております。今後補正予算の議決後に各用途ごとに詳細な詰めを行いつつ、改修設計を行いそれに基づき改修工事を実施してまいりたいと考えております。また、来年4月に供用を目指して、改修工事を進めていきたいと考えております。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 991普通財産管理関係費の積立金、1億5,000万円は説明受けましたかね。

（濱本泰裕経営企画課長「それは公共施設整備推進課の所管になります。」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） では、建設経済常任委員会の所管ということですね。わかりました。

細目993の説明は終わりました。これらについて質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 今回の提案の部分の管財課長のご説明では、工事に係る資材の部分も含んでいるというような内容だったと思いますが、その工事に係る資材の代金は含まれるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（久保山元信） 入居者予定が決まっていますので、それに向けて入れるような設計を行って、間仕切りとか補修がある分、保安設備、電気設備等、入居できるような改修を考えております。資材というのは、備品関係でございましょうか。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） これも関連ですが、その入居関係という部分で今答弁ありましたが、その入居関係にあたって3階にはコミュニティセンターをとということで議会に示していただいておりますが、このコミュニティセンターを作るという部分について、これは市民全体という規模ではなく関連する自治会長さんぐらいのところには意見を伺うなり、これは管財課長に聞くことでは、所管の担当の部分があると思いますが、そういった部分の今後の計画が考えられているのかどう

か、工事にあって、これについてお聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（久保山元信） 上下水道部門など所管がいろいろございます。そちらと工事をする所管とで十分打ち合わせをして、関係団体があればご意見を伺って、改修工事を進めていきたいと考えております。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） もう一点、上下水道部門が行くということなのですが、一般会計の部分で対応されていますが、素朴な疑問なのですが、上下水道の企業会計の中からそういった部分に対応するというのは難しいのですが。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 庁舎については一般会計で整備しまして、あとどこに事務所を構えるかは公営企業の関係ですけれども、基本的なスタンスとしまして、庁舎の準備については一般会計で行います。入居されましたら、賃貸料を支払っていただく、大家と入居者の関係みたいなかたちで現在やっておりますし、その方向でいこうということでございます。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） わかりました。これは要望ですけれども、特にコミュニティセンターとか地域の方々を対象になるところの説明や対応策というのは丁寧に取っていただきたいということで、これは要望ですので、その点重ねてお願いしておきます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） これはどこで言おうか迷ったのですが、この公共施設なのですが、管理棟、例えば体育館やグラウンドを使用するときに一度管理棟に入って、チェックしてどうぞというかたちにするのですか。利用する方の確認ですね、南コミュニティセンターは一度受付に寄ってくださいと案内があるんですが、それとも、グラウンドを利用する人たちはそのまま直接グラウンドに行って、申込み開始時間から利用し、チェックなしにというかたちになるんですかね。私が言いたいのは、さきほど福廣委員が言われた安全面に関して、体育館は午後9時半まで開いていますよね、その間もし全然利用者ではない人がグラウンドの上の方に夜間上がってきて、悪さといいますか、目に見えないところに上がるので、真っ暗な状態で、それで確認もせずに門を開けてしまって、そのままそこで事件や事故が起こってしまったというふうになると、やはり危険性が高いと思うので、入口の大きな門の所に管理舎といいますか、確認する場所の設置ができるのかなと思ったのですが。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） まず体育館とグラウンドの方が先になるのではないかなと思います。そういった部分については、体育館の方にまず朝から管理人を置いてそこで受付をし、巡回をさせてようかと考えております。

○委員長（門田直樹委員） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に進みます。9目について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長(濱本泰裕) 補正予算書14、15ページ、2款1項9目、25節積立金、細目330の基金積立金についてご説明させていただきます。平成24年度決算における実質収支9億9,000万円となっております。4億2,900万円をここに掲げております財政調整資金に積み立てるものがございます。積立後の財政調整資金の積立額は、予算ベースで約24億8,400万円となる予定でございます。この他に、直接総務文教常任委員会の所管ではございませんが、先ほどの公共施設整備基金積立金、また、後程ご説明いたしますが、補正予算書24、25ページの上段にあります総合運動公園整備事業基金積立金それぞれに1億5,000万円を積み立てる予定にしております。関連する歳入といたしまして、補正予算書12、13ページ、19款1項1目繰越金の前年度繰越金につきまして8億469万5,000円を増額補正し、9億9,278万5,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。これらについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

同ページ、2款2項1目、情報通信基盤整備関係費について、説明をお願いします。

情報・公文書館推進課長。

○情報・公文書館推進課長(百田繁俊) 2款2項1目、情報通信基盤整備関係費、15節工事請負費の補正額、305万3,000円についてご説明申し上げます。この工事は松川公共施設整備事業に関連するものでありまして、施設に職員を配置して業務を遂行するうえでコンピュータによる情報通信が不可欠であるため、市役所をはじめとする市内の公共施設を結んでいるネットワークに組み入れるものであります。そのためすでに設置している光ケーブルを松川浄水場付近から分岐いたしまして、旧教室棟、旧実習棟及び体育館まで延長することを予定しております。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

私から一点、地域イントラネットの場合は線を自前で引くのか、それともどこかの借りなのか、松川までですね。目の前からだったらどうにでも引けると思いますが、その辺りどうでしょうか。

情報・公文書館推進課長。

○情報・公文書館推進課長(百田繁俊) 光ケーブル自体は自前でございますが、それをかけております電柱については、NTTないし九州電力の電柱に追加させていただいております。それで、松川公共施設に関してはすでに電柱の方は既存のものがありますので、それに新たに自前に光ケーブルを延長して追加すると、そのようなかたちになるということになります。

○委員長（門田直樹委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書16、17ページをお開きください。2款2項5目、コミュニティバス関係費について、説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 2款2項5目、地域コミュニティ推進費、コミュニティバス関係費でございます。

11節需用費、印刷製本費58万8,000円の増額補正でございます。松川公共施設へまほろば号北谷回り線を活用して乗り入れを行うことにより、北谷回り線のダイヤ改正を行います。このため時刻表を改定するのです。印刷部数は4万部で全世帯に配付することといたしております。

次に15節工事請負費、バス停留所設置工事費22万4,000円の増額補正でございます。これは松川公共施設乗り入れに伴いまして、松川公民館が途中にございます。ここにバス停を設置しまして公民館利用者や付近住民の利便性を考慮し、バス停留所を設置することとしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） ある程度コミュニティバスの時間は1時間に1本とか、朝は本数が多目とか計画はもたれてあるんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 現行は1時間に1本バスを出しておりますので、このバスを乗り入れるということで、発車時間は1時間に1本を考えております。最終時間につきましては、16便が今まで北谷を回って只越で止まっていたものを、最終、都府楼まで延伸するというのを考えています。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 最終便、時間はだいたい何時くらいになりますか。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 午後8時40分前後が松川公共施設の通過時間になるだろうということで、現在ダイヤを組んでいます。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） この松川だけに限らず、松川公民館のところにバス停留所を設置ということで、今に限ったことではないですが、要するにバス停で待つときの椅子はほとんど用意されているかどうか、そういう要望は多いんですが、とりあえず松川の場合はどうなっているか、お伺いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） バス停に椅子の設置につきましては、松川についてはまだ考えておりません。場所柄、高架下、ちょうどバイパスの下をバス停と考えておりまして、雨については対応可能だろうと思っております。ただバス停の椅子の設置につきましては、歩道の幅員、もしくは歩道から隣の駐車場等がございますので、状況に応じて対応はしていきたい、要望もあれば状況に応じて対応していきたいと考えております。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣委員） 市内のバス停で椅子があるところは、どのくらいのパーセンテージになるか、すぐにはわからないでしょう。

（発言する者あり）

○委員（福廣委員） あとでいいので教えてほしいのと、要望があつて現地が設置可能であれば設置をよろしくお願ひしたいという要望があるんですよ、その件をお願ひしておきます。

○委員長（門田直樹委員） 回答はよろしいですか。パーセンテージはあとですね。ということでもよろしくお願ひいたします。

（藤田彰協働のまち推進課長「はい」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。
藤井委員。

○委員（藤井委員） まほろば号の延伸ということで、新たに当然走る距離が延びるということで理解するんですが、今ある車両の方が現在フル稼働していると認識していますが、そういった部分で対応は可能なかどうか、現在の車両の台数で、その点だけ確認させてください。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 今まだ西鉄の方にダイヤ延伸に伴います、どのくらいダイヤ修正がいるのか、乗務員の運行時間、バスの運行時間等を調査をさせておりまして、かなり労働時間からすると厳しいということの連絡を受けております。回答はすぐにできませんが、もし追加等があれば新年度予算でご相談させていただきたいと考えております。

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款2項5目、地域コミュニティ関係費について、説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 2款2項5目、地域コミュニティ推進費、細目311地域コミュニティ関係費でございます。これは、自治基本条例（仮称）制定にかかります業務委託料の増額補正でございます。13節委託料101万6,000円の増額補正でございます。平成23年度に債務負担を行った際は、本年9月までに条例の策定が完了する予定で進めておりましたけれども、市民会議で議論をより深めていきたいとの要望を受け、市民会議自体を延長しましたことから、市民会議7カ月分の委託料が不足することとなったため、補正するものであります。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） この補正はあまりそうですかと納得いかないんですけれども、期間が決められていて、それで自治基本条例ができないのであれば、もう少し考えないといけないんじゃないですか。進め方とか。今どこまで進んでいるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 今現在行っておりますのは、条例に盛り込むべき素材、これを本年10月までに市民会議の中で整理をし、9月から来年の3月までに審議会にて審議をいただき終了すると、3月までに答申をいただくという手はずで、今進めております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 来年の4月から自治基本条例を施行するということですか。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 3月に答申をいただき、その後パブリック・コメント等を行い、早いうちに議会の方にお示しをしたいと考えております。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書20、21ページをお開きください。9款1項5目、災害対策関係費、及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 9款消防費、1項消防費、5目災害対策費の中の、細目070災害対策関係費の増額補正についてご説明いたします。関連がございますので、10ページの歳入14款2項6目、1節消防費補助金、12ページ歳入の消防債を併せてご説明させていただきます。まず、13節委託料、500万円の増額補正でございます。これは本年度に福岡県が土砂法による土砂災害警戒区域の見直しを行うことととなっていることと、地域防災計画の改定によりまして避難所等の見直しを反映させるためでございます。これを受けまして、市におきましては土砂災害防止法第7条第3項の規定に基づき、ハザードマップを作成することになります。歳入の10、11ページ、14款国庫支出金、6項消防費国庫補助金をご覧ください。国庫補助として、作成にかかる費用の2分の1が防災・安全交付金として交付金措置されるものでございます。

21ページに戻ります。18節備品購入費、災害対策関係費191万3,000円の増額補正でございます。これは、災害対策関係備品として、防災備蓄倉庫2棟の購入予算でございます。市内公共施設に防災拠点として、災害時に必要な物品等を防災倉庫に備蓄することを想定しております。併せまして、歳入12、13ページをご覧ください。21款、5目消防費、1節災害対策事業債、防災資機材等備蓄倉庫整備事業として190万円を計上いたしております。関連がございますので、6ページの第4表、地方債補正をご覧ください。災害対策関係費の補正後の額に同額190万円を計上いたしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） この防災ハザードマップなんですが、見直し等あって、やっぱり必ず作り直さないといけないものなんですか。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） これは県が公示いたしましたあと、太宰府市が公示ではなく、ハザードマップを作成し、公表することとなっておりますので、印刷、差し替えることとなります。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ハザードマップは一度作ったんですよね。今年だったか、去年だったか。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 3年前に全世帯に配付しております。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） そんなに経つの。あれはすったもんだして、だいぶ遅れてしたよね。なんでまた作り直さないといけないのかがよくわからないんだけど、500万円もかけて。そんなに内容が大きく変わるわけ。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 福岡県が一番最初に交付した際は、特別警戒区域という位置づけがなされておらず、地域住民が一人でも反対すれば、特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンは保留するという約束のもとに警戒区域を設定しております。ですから、当時お配りしましたハザードマップにつきましては、警戒区域、いわゆるイエローゾーンのみを表示したハザードマップになっております。今回九州北部豪雨災害を受けまして、福岡県がレッドゾーンを完全に載せると、レッドゾーンを指定するという方向性で今進めております。太宰府市におきましても、これまでイエローゾーンとあいまいにしておりました部分を、きちんとレッドゾーンとして指定するということになりましたので、改めてハザードマップを作るということになるものでございます。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今課長が言われることはよくわかるのですが、レッドゾーンと指定した以上は何か対策は立てるんですよね。指定のしっぱなしではないよね。勝手に指定だけして、何もしないんでは意味ないよね。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） このレッドゾーン、特別警戒区域というものは、ここの地域は危険ですから、まず最初に避難してくださいという、注意喚起のお知らせでもあります。もちろん

ん対策として、県は何もしないというわけではございませんが、福岡県だけでも1万5,150カ所の警戒区域、土砂法によりまず警戒区域を持っております。ですから、順次工事はしてまいります。対策の方が遅れていくということになりますので、私どもとしましても、工事を急いでお願いするということも含めまして、住民の方にまずここは危険な個所ですよと知ってもらうためにも、啓発等を行っていきたいと考えております。以上です。

○委員長（門田直樹委員） ここで、午前11時15分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時03分

~~~~~○~~~~~

再 開 午前11時15分

○委員長（門田直樹委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ほかにありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） まず一点目、レッドゾーンは市内何カ所が指定されたのか、2点目は指定された土地の評価額が下がった場合、固定資産税の問題が今後どうなるのか、お尋ねいたします。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 特別警戒区域は新規で46カ所、434世帯、22行政区にまたがっております。もう一点の評価額については、土地の評価が下がるということは、想定できるであろうと思います。評価額については、固定資産税係が評価を見直すということになるかと思っております。

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款1項3目、人権教育推進関係費、及び関連する歳入の補正について、併せて説明をお願いします。

教務課長。

○教務課長（井上 均） 3目人権教育推進関係費10万円についてご説明いたします。福岡県が実施しております地域人権啓発モデル事業を本年度は太宰府市での実施ということで、県の方から連絡がありましたので、検討した結果、学びをつなぐ人権講座といたしまして、3回実施する計画をしております。その講座の講師謝礼料として10万円を計上しております。歳入につきましては、10,11ページをお開きください。15款県支出金、3項委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金の地域人権啓発モデル事業委託金として10万円を計上いたしております。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。以上です。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款2項1目、及び10款3項1目、施設整備関係費について、併せて説明をお願い

いします。

教務課長。

○教務課長（井上 均） 2項小学校費、1目学校管理費、施設整備関係費の2,112万3,000円につきましてご説明いたします。これにつきましては、平成26年度大規模改造を予定しております水城西小学校の南棟、水城西小学校の北と東側の設計管理等委託料として、また、水城西小学校は開校から40年以上経過しておりますから、今後の大規模改造を含めました改修計画の策定のために、建物の耐力度、老朽化のようなものの調査を行うものです。

つづきまして、3項中学校費、1目学校管理費、細目の施設整備関係費550万円につきまして、平成26年度大規模改造を計画しております太宰府中学校の設計監理等委託料でございます。併せまして5ページの第2表をお開きください。繰越明許費としまして、10款2項小学校費、事業名小学校大規模改造事業といたしまして1,250万円と、3項中学校費、事業名中学校大規模改造事業としまして550万円については、工事の監理もふくまれておりますので、繰越明許費補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） この大規模改修を行う際に、太陽光パネルの設置等の計画はあるんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 教務課長。

○教務課長（井上 均） 今のところ計画はしておりません。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 関連で、要するに熱中症対策としてミストシャワーがあるんですよ、こういうのは教育部として全然関心がないわけでしょうか。大規模改修をするときに、一カ所だけでもやってみるという創意工夫はないのか。

○委員長（門田直樹委員） 教務課長。

○教務課長（井上 均） 要するに熱中症対策、涼しくするため、また緑化とも言われていますので、緑化がしやすい方法等ができないか、個人的には今考えておるところです。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 水城西小学校は航空騒音は関係ないのか。

○委員長（門田直樹委員） 教務課長。

○教務課長（井上 均） 航空騒音については、今現在は離れております、線引きからははずれております。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ということは、クーラーとかいうのも、考えはないと。

○委員長（門田直樹委員） 教務課長。

○教務課長（井上 均） 今のところクーラーにつきましては、考えておりません。ただ、特別支援学級とか、常に子どもたちが多く入るようなところについては、できるだけ設置する方向で検討しております。

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書22、23ページをお開きください。10款4項4目、図書館管理運営費、及び関連する歳入の補正について、併せて説明をお願いします。

市民図書館長。

○市民図書館長（田村幸光） 10款教育費、4項社会教育費、4目図書館費、細目800図書館管理運営費263万1,000円についてご説明させていただきます。まず委託料232万1,000円につきましては、本年5月から小中学校に、小学校7校に学校司書の配置、中学校については市民図書館の市職員3人が巡回常駐しているために市民図書館の職員が手薄になり不足しましたので、指定管理料といたしまして文化スポーツ振興財団に嘱託司書を1名採用したその人件費を今回補正で計上させていただきます。

18節備品購入費、図書費3につきましては、寄附が31万円ございましたので、こちらに計上いたしております。歳入ですが、13ページ、17款寄附金、1項寄附金、3目教育費寄附金のところに、図書購入指定寄附ということで30万円は北谷の日之出水道機器株式会社から今回で18回目の寄附を30万円いただいているところです。残り1万円は市民の個人の方が図書購入指定寄附をされたものです。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款4項5目、中央公民館事業関係費、及び関連する歳入の補正について、併せて説明をお願いします。

中央公民館長。

○中央公民館長（田村幸光） 5目公民館費、細目130中央公民館事業関係費120万円についてご説明させていただきます。内容ですが、報償費として85万6,000円、講師謝礼として80万円、託児謝礼5万6,000円となっておりますが、これにつきましては、先般中央公民館がプラム・カルコアと名称変更になった後に公民館の活性化を目指して、同じく文部科学省がモデル事業をコンペとして募集しておりましたので、応募したところ採択されたものでございます。講師謝金80万円は金額としてはかなり高額になりますが、文部科学省から一流の講師を呼んで、合計14回のボランティアの養成講座を実施するものでございます。託児謝礼につきましては、その実施に伴う託児があった場合の謝礼になります。旅費につきましては、文部科学省にその結果報告に2人できてくださいといわれておりますので、8万円計上いたしております。需用費について、消耗品10万9,000円は講座に係る消耗品費になります。食糧費9,000円につきましては、途中で2回ほど受講生との意見交換会を実施する必要があるため計上しております。印刷製本費14万円はこの講座の

ためのチラシ、ポスターの印刷費であります。役務費、郵便料6,000円につきましては、講座通知のための切手代となります。歳入につきましては、11ページの14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金に社会教育活性化支援プログラム委託事業補助金として先ほどの120万円の10分の10の120万円を歳入として予定しております。以上です。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） まったくの関連で、わかれば教えて欲しいのですが、航空機騒音の関連で水城とか国分とかいわゆる共同利用施設があるところ以外について、近隣で地区公民館の今度補助金が出るというような話をちょっとお伺いしたんですが、それが本当なのか、またそれがどういうふうな形で予算として出てくるのか…。

○委員長（門田直樹委員） いいけど、それは全くこの補正予算の審査に関係ないことでは…。

（田村幸光中央公民館長「委員長、分かりますので…」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 中央公民館長。

○中央公民館長（田村幸光） 今ご指摘の分につきましては、確かに今までは共同利用施設だけであったのですが、類似公民館、地区公民館につきましても、備品の購入について補助が出るということですので、関係する公民館の方には通知をして要求を出していただいて、それを申請する予定でございます。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それは分かるんだけど、何でもかんでもいいわけ…。審査も何もしないわけ。その備品について、要るものなら全部買っていいわけ。そこが…。これは国から来るんですよね。

（田村館長「はい。」と呼ぶ。）

○委員（福廣和美委員） 市のお金ではないので…。それにしても何か捉え方がおかしいのではないかと。それはもらう方からすればこれ以上結構なことはいないんだけど、果たしてそれでいいのかなと。これは別に来年度予算か何かで出てくるのか、それとも補正か何か、これは全く関係ないわけ。

○委員長（門田直樹委員） 中央公民館長。

○中央公民館長（田村幸光） 採択があれば、通知はございますので。何でもかんでもということではなくてですね、施設に必要な机とか椅子が主に要求が挙がっている部分でございます。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 何自治会ぐらいあるわけか、対象は。

○委員長（門田直樹委員） 中央公民館長。

○中央公民館長（田村幸光） 要求されているのは3、4カ所でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款4項7目、文化財管理関係費、及び文化財整備・活用関係費について、併せて説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 10款4項7目、文化財管理関係費、細目282文化財管理関係費99万5,000円についてご説明いたします。12節役務費、ごみ収集料として30万円、内容につきましては、市内史跡地の伐採処理に伴うごみ収集料の増額補正をお願いするものでございます。次に、15節工事請負費、69万5,000円についてご説明いたします。先ほどの伐採処理の関係とも連動するわけですが、今回東観世、水城台から史跡地の伐採処理について以前から住民より依頼のありましたものに対して2カ所の伐採処理、併せまして水城第1広場の防犯灯の設置に伴いまして工事費69万5,000円を計上するものであります。

続きまして、細目283文化財整備・活用関係費453万9,000円についてご説明いたします。13節委託料、永劫の焔修復業務委託料として94万4,000円について、今年3月27日に都府楼区にお住まいの藤崎氏が金婚式をむかえるということを記念いたしまして、市の方にご寄贈いただきました富永朝堂先生の遺作でございます永劫の焔につきましては、この議会でもご報告させていただいたところでございますが、今般6月末から7月にかけて九州歴史資料館のご協力をいただきまして燻蒸処理を行いました。その後、燻蒸処理が終わりました関係から虫食い状態が背部についてはかなり進んでおりますので、修復処理と併せて展示する目的でケースを作成することで94万4,000円の委託料を計上するものでございます。続きまして15節工事請負費、359万5,000円につきましては、水城三叉路のガソリンスタンド跡地、平成24年3月に公有化をした訳でございますが、当該面積約750㎡につきまして道を挟んで反対にあります第2広場と併せたかたちで外柵工事と路面の砂利引き、コンクリートで草刈等の必要がない状態にしたいということの整備工事と、併せて解説板を1基設置させていただきたいということでの予算計上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） その今の水城3丁目の件は駐車場としても利用できるようにするわけですか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） ご承知のとおりちょうどあそこが交差点の三叉路ということで、車の出入りは厳しいだろうということで、当面につきましては、外柵によりまして歩行者のみの利用ということで、車の導入は緊急時のみということで、常時は車の利用は考えておりません。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） その緊急時というのは、例えば9月21日にある水城祭り、そういうときは緊急にあたるわけ。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 今月の水城祭りにつきましては、まだ工事に入る前ですので。今後の話でしょうか。

（福廣和美委員「そうです」と呼ぶ）

○文化財課長（菊武良一） そういうイベントごとにつきましては、今のところ第2広場がございまして、できるだけそちらの方の利用を優先としては、考えております。どうしても会場の利用上、今回整備をさせていただく場所を含んだところでの計画ということであれば、その内容等協議させていただいて、判断させていただきたいと思っております。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

24、25ページをお開きください。

10款5項1目、スポーツ推進関係事業費、総合体育館建設関係費、庶務関係費について、及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 1目保健体育総務費、細目134スポーツ推進関係事業費1億5,000万円についてご説明いたします。総合運動公園整備基金として平成8年度より基金の積み立てを行っております。平成24年度末残高4億1117万8,219円となっております。今回9月の補正におきまして1億5,000万円積み立てまして、現在残高、予算ベースでございますが5億1,747万1,219円となります。財源といたしましては、歳入の13ページをお開きください。19款繰越金の前年度繰越金、この一部を充当しております。

歳出に戻りまして、細目135総合体育館建設関係費でございます。総合体育館建設に関しまして、補償、補てん及び賠償金でございます。これにつきましては、総合体育館建設に際し購入予定地内に設置してあります地域気象観測システム、通称アメダスといいます、それと大気常時監視システム太宰府観測局、この2つが施設がありますので、これを移転する必要があります。アメダスにつきましては、現状のままでどうだろうかと福岡管区气象台の方にシュミレーションをお願いしておりました。そうしましたところ、どうしても体育館の影響を受けると。体育館から130メートル以上離す必要があるということなので、その施設内での移設は難しいということで、施設敷地外に移設ということで検討する必要があります。今現在施設の移設候補地として検討し、气象台とは交渉し、またその部分の工事費を230万円と予定しております。

もう一つ、大気常時監視システム太宰府局につきましても、移設必要があります。これはアメダスと比べますと、比較的狭い場所でよいとくことで、対応できます。同じ県保健環境研究所内での移設が可能であるということです。今県との協議を進めております。ただ、この大気監視システムは機器が精密なもので費用が約1,500万円ということになります。この分の賠償金に関しましては、地方債の方を充てております。1,290万円の地方債を財源として充てておりま

す。この分につきましては、6ページの歳入をご覧ください。6ページの第4表でございます。地方債の補正です。当初1億3,650万円に対しまして1,290万円を増額いたしまして、1億4,940万円に増額補正させていただいております。

歳出に戻りまして、細目136庶務関係費、247万9,000円の増額補正についてご説明いたします。需用費、消耗品費として松川運動公園の体育館とグラウンドの開放に向けまして、各種消耗品等、ラインカー、ベースセット、電気、メジャー等の消耗品購入費50万円を計上させていただいております。次に光熱水費41万5,000円、これは電気料として33万7,000円を計上させていただいております。類似施設の体育センターの面積案分から算出しております。水道料7万7,500円を、これも類似施設の体育センターの平成24年度実績から算出しております。トータルが41万5,000円となります。次に、12節役務費ですが、これも類似施設の体育センターの実績の2分の1の3万円を電話料として計上しております。14節使用料及び賃借料ですが、これにつきましてはAEDを設置する必要がありますので、松川運動公園一般開放に向けてのAEDの賃借料になっております。この分につきましては、5ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正、AEDを継続して設置しておく必要があるため、複数年契約の方が安価になるため、賃借料の債務負担行為補正をお願いしております。25ページに戻りまして、18節備品購入費150万円ですが、松川運動公園の体育館、グラウンドの一般開放用の備品として、スコアボード、バドミントンの支柱、得点表、審判台等の購入計画を行い、150万円の備品購入費を計上させていただいております。ここには、実質計上がございませんが、同じ1目保健体育総務費に細目137松川公共施設（社会体育施設分）整備事業費を、6月補正で計上しておりましたが、ここには実際が来ておりません。ただ、この分につきましては6月補正分で、左側24ページの財源内訳をご覧ください。国庫支出金2,531万8,000円があがっておりますが、この分の財源組み換えを行い、ここで6月の補正分の中から財源の組み換えで国庫支出金ということでの2,531万8,000円の計上となっております。財源の内訳としましては、10、11ページ、先ほど経営企画課長の方からも少し説明しましたが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金、地域の元気臨時交付金の一部を財源組み換えとして、2,531万8,000円の財源としてこちらに充用させていただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて、質疑はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） AEDなんですけど、これは正確な情報ではなくて、私もまだ調べきれないんですけど、子ども用のAEDがあると聞いているんですけど、まず子ども用のAEDがあるのか調査をされたことがあるのかということと、もし、これはあると思うんですけど、こういったスポーツ施設とか生涯学習施設で、特にスポーツ施設では子ども用のAEDの設置をする必要性があるのではないかなと思いますが、そういった検討はされていますでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 申し訳ございません、子ども用というのは存じてないので、調査しまして、もし必要があれば、検討したいと考えます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

次に進みます。

同ページ、10款5項2目、松川公共施設（社会体育施設分）費について、説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 細目136松川公共施設（社会体育分）費、13節委託料についてご説明いたします。施設管理委託料として259万2,000円、この分につきましては、松川運動公園の体育館、グラウンドの10月からの一般開放に向けて、現在準備を進めております。これに向けまして体育館とグラウンドの開放業務というかたちで240万円、体育館の機械警備委託料として12万6,000円、機械警備に伴うセキュリティシステムの導入に伴い6万1,500円、総トータル259万2,100円になりますので、259万2,000円を計上いたしております。業者等につきましては、議決後に検討したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて、質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） この施設管理について、グラウンドと体育館という今のご説明でしたが、全体を一つで考えることは無理なわけですか。庁舎分も含めて全ての施設管理を1社にお願いすると。今の状況からすると、別のところは他の業者が施設管理を行うということですね。どこが行うのかわからないけど、市が直営でやるのかな。じゃなくて、もし民間にお願いすることになるのであれば、全部をひとまとめにしてやる方が効率的ではないかなと思いますが。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 今後その分につきましては、庁舎分の管理の方と検討していきたいと思えます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

それでは、次に歳入の審査に入ります。

補正予算書10ページ、11ページをお開きください。10款1項1目：地方交付税について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 10款1項1目1節の地方交付税の普通交付税について、ご説明を申し上げます。本年7月23日付で普通交付税の決定通知が届いております、交付決定額が31億5,289万3,000円となっております。このため、当初予算額31億円との差額5,289万3,000円を今回増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、14款2項5目：総務費国庫補助金について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 14款2項5目1節の総務管理費補助金、地域の元気臨時交付金について、ご説明を申し上げます。この交付金につきましては、国の緊急経済対策として創設されました地域の元気臨時交付金制度によるものでありまして、本市におきましても3月議会におきまして、小中学校のトイレ工事などを前倒しすることで補正予算のご承認をいただいたところでございます。その補正額に見合う交付額として第1次分2億2,300万8,000円の交付限度額の通知がございましたので、今回それを計上させていただくものでございます。

なお、この交付金の活用につきましては、補正予算書14、15ページ財産管理費の中の、先ほどもご説明いたしました、松川公共施設の用地購入費、及び施設整備費として1億9,769万円、補正予算書24、25ページ保健体育総務費の中の、これも先ほどご説明いたしました、松川公共施設整備費として2,531万8,000円に充当するところで、今回の補正予算を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

12、13ページをお開きください。21款1項7目：臨時財政対策債、及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 21款1項7目1節、臨時財政対策債について、ご説明を申し上げます。臨時財政対策債につきましては、地方交付税の代替財源といたしまして地方公共団体が発行する地方債でございまして、これにつきましても普通交付税の額の確定に伴いまして、発行可能額が決定されましたので、決定額11億6,183万8,000円に合わせまして当初予算額11億3,000万円との差額3,183万8,000円を今回増額補正するものでございます。

併せまして6ページ、第4表地方債補正をご覧いただきたいと思っております。今回の補正に併せまして、臨時財政対策債の借入限度額を当初の11億3,000万円から今回の決定額11億6,183万8,000円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に5ページ、6ページの第2表、第3表、第4表の補正のうち、まだ執行部の説明を受けていない項目の審査に移ります。

5ページをお開きください。

第3表、債務負担工員補正、最上段のコンビニ収納サービス導入関係費について、説明をお願いします。

情報・公文書館推進課長。

○情報・公文書館推進課長(百田繁俊) 債務負担行為補正、コンビニ収納サービス導入関係費、2,376万3,000円についてご説明いたします。去る9月3日の議員全員協議会におきまして、納税課長からご説明いたしましたとおり、納税者等の利便性向上のため金融機関に加えて、コンビニエンスストアでも税金などを納めることができるサービスが全国的に普及しつつあります。本市におきましても導入の検討を進め、平成27年度に開始する予定でありましたが、市民からの要望も多く、より納めやすい環境を早期に整えることが望ましいと判断いたしましたので、平成26年度に早めて実施することといたしました。実施にあたりましては、平成25年度中に収納システムの改修、及び納付書のレイアウトの変更に着手し、そのための業務契約を締結する必要がありますことから、今回債務負担行為の補正をさせていただくものであります。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

同じく、第3表、債務負担工員補正、一部事務組合関係の筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債3件について、併せて説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長(藤田 彰) 第3表、債務負担行為補正の追加につきましてご説明いたします。

筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債、平成24年度水槽付消防ポンプ自動車2台分1,941万8,000円につきましては、平成24年度に購入いたしました車両の起債の償還額が確定したことによるものでございます。

続きまして、筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債、平成24年度高規格救急自動車351万6,000円につきましては、こちらも同様、平成24年度に購入いたしました車両の起債の償還額が確定したことによるものでございます。

次に、筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債、平成24年度筑紫野太宰府消防本部等1,009万9,000円につきましては、こちらも仮庁舎建設に伴う起債の償還額が確定したことによる

ものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、当委員会所管分の補正全般について、質疑もれはありませんか。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 歳入の12,13ページをご覧ください。21款1項5目消防債のコミュニティ無線整備事業について、未だ説明をしておりませんでしたので、説明させていただきます。コミュニティ無線整備事業50万円、これは当初予算におきまして、コミュニティ無線を設置する予算として497万円を計上いたしておりましたが、歳入内訳で充当率90%の災害対策事業債として440万円充当することといたしておりましたが、100%充当の緊急防災減災事業債に切り替えを行うことといたしました。50万円は財源更生額となります。関連がございますので、6ページ第4表、地方債補正をご覧ください。災害対策関係費限度額440万円に対し50万円を加えた490万円を補正後の限度額としております。また、先ほどのべました防災資機材190万円とこの490万円を加えた680万円が補正後の限度額となります。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 私から一点、コミュニティ無線で、ごく最近聞いたんですが、小学校にも端末というんですか、コミュニティ無線の機器があると。国分小学校でいいますとそれがどこにあるのかというと教頭先生も知らなくて、探したら児童の出入口の近くにあったと。でも電源は切れていたと。これの管理は学校ですか、市になるんですか。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 管理は市の方で行いますけれども、常時の電源導入等につきましては学校側をお願いをしております。国分小学校につきましては、児童が触るからということで設置場所の移動があったと聞いております。

○委員長（門田直樹委員） 学校の先生も異動等が定期的にあるので、連絡等があるのかもしれない。

以上で本案に対する説明、質疑は終わりました。

これから意見交換を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 提案されております一般会計の補正予算そのものには賛成をいたしますけれど、他の所管委員会に付託されている部分まで含めて賛成をいたしますけれども、これはやはり、とりわけ松川公共施設に関連する補正の部分については、6月議会でもお願いしておりましたが、議会への情報提供とあわせて、今回コミュニティセンターの整備等もこれからすすんでいくというふうになりますので、関連する自治会長さん等のご意見も聞いていただきながら、使いやすい施設にさせていただきますことを重ねて要望いたしまして、賛成討論といたします。

○委員長（門田直樹委員） 他にありませんか。

これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第73号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 意見書第4号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書

○委員長（門田直樹委員） 日程第4、意見書第4号集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書を議題といたします。

賛成者がおられますので、補足説明がありましたらお願いします。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 檀上でも説明をさせていただいたことですが、集団的自衛権の行使に関しては賛成、反対いろんなご意見があるところではありますが、改憲をするにあたりまして、解釈で改憲をするということについては、集団的自衛権を行使することに賛成されている方々の中でも解釈改憲だけはやってはいけない、憲法第96条の規定に則ってきちんと改憲をすべきだというご意見もあります。私個人的には集団的自衛権の行使には反対ですが、この意見書としては解釈改憲を行うべきではないということを改めて申し添えまして、説明といたします。

○委員長（門田直樹委員） 本件について、協議、意見交換を行います。

ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで協議、意見交換を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(午前11時57分 福廣和美委員 退室)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 多数挙手と認め、意見書第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成3名 反対1名 午前11時57分)

(午前11時57分 福廣和美委員 入室着席)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 意見書第5号 TPP交渉からの即時脱却と情報公開を求める意見書

○委員長(門田直樹委員) 日程第5、意見書第5号TPP交渉からの即時脱却と情報公開を求める意見書を議題といたします。

賛成者がおられますので、補足説明がありましたらお願いします。

渡邊副委員長。

○副委員長(渡邊美穂委員) このTPPはまだ、参加について国民的議論が行われておりませんし、しかし実際交渉に入ってしまったのですが、一番大きな問題は交渉過程が全く情報公開されないということで、これは農協団体、あるいは医師会団体につきましてもいまだに強く反対をされておられます。情報公開をされない中で関税の撤廃が決められていくということは、国民生活にとって非常に大きな影響を与えますので、こういった内容の意見書を国に提出して国にもう一度ぜひ再考をお願いしたいという内容のものです。

○委員長(門田直樹委員) 本件について、協議、意見交換を行います。

ご意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで協議、意見交換を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 提案の意見書については、私は賛成の立場で討論させていただきたいと思いますが、意見書の中にあります21分野とありますけれども、その21の分野には具体的には今日こういった補正予算の部分でも議論してきました公共調達、いわゆる公共事業の部分も含まれておりまして、その基準がTPP加盟後ですと約630万円ということで規定されています。630万円以上の公共調達がすべてアメリカまで含めたTPP加盟国の中に市場が開放されるということ、しかも、その入札にあたっての文書等は全部英語を基準に基づいて行うということ、そういったことが仮に本当に行われたということになりますと、やはり地域経済へもたらす影響、あるいは

自治体がこれまで築いてきたもの等が根本から崩れ去るという懸念も、私も払拭しきれませんし、そういったことは私も認めることはできませんので、この提案の意見書には賛成を表明いたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手と認め、意見書第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成3名 反対2名 午前11時59分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 意見書第6号 今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書

○委員長（門田直樹委員） 日程第6、意見書第6号今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書を議題といたします。

提出者がおられますので、補足説明がありましたらお願いします。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 今年の秋決定されて来年4月からの消費税引き上げというのは、現在この意見書の中でも述べられていますとおりのアベノミクスで若干景気が良くなってきたような気はしていますが、これはあくまで円安の影響によるものであって、けっして私たちの生活にはまだそれが反映されていないように思います。また、地方公務員も国の不当な介入によりまして、職員の給与が年間約1カ月分の引き下げという状況になっています。こういった中で来年の4月から消費税が上げられるということは、特に生活保護ですとか、給料が下げられた多くの公務員の人たちに対しても非常に大きな影響があると思いますので、消費税の引き上げというのは決定している事項ですが、もう少し景気の動向を見て伸ばすべきだという内容です。

○委員長（門田直樹委員） 本件について、協議、意見交換を行います。

ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで協議、意見交換を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手と認め、意見書第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成3名 反対2名 午後0時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 意見書第7号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書**

○委員長（門田直樹委員） 日程第7、意見書第7号少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者がおられますので、補足説明がありましたらお願いします。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） この意見書につきましては、昨年も同じ意見書を提出をいたしまして、採択をいただいたところです。しかしながら、12月並びに7月に政権が変わりましたので、新しい政権に対しましても同じ意見書を提出すべきと判断いたしまして、再び提案をさせていただいております。

○委員長（門田直樹委員） 本件について、協議、意見交換を行います。

ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで協議、意見交換を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 政権が変わったということを今言われましたが、我々は意見書の中身に対してどうってことはありませんが、毎年のようにこの意見書を提出することについては、いささかいいのではないかということで、意見書の提出については反対の立場をとります。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手と認め、意見書第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成3名 反対2名 午後0時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 要望第3号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

○委員長（門田直樹委員） 日程第8、要望第3号地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これは、全国市議会議長会から提出されたもので、要望の要旨はお手元の資料のとおりとなっております。

それでは、この要望について、協議、意見交換を行います。

ご意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで協議、意見交換を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「まず提出するかどうかを…」と呼ぶものあり)

○委員長(門田直樹委員) これは議会運営委員会で議論したのですが、通常の要望書のように所管委員会へ送付、机上配付ではなく、これを当委員会の採決の対象とするかしないかをまず議論したいと思いますが、ご意見はありませんか。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 私は採決をして国に対してきちんと意見書として提出するべきだと考えます。先ほどの別の意見書の討論でありましたけれども、とりわけ平成25年度の地方交付税の削減の在り方といたしますか、あの削減の方法が本当に地方自治への国の介入の部分が私は相当等しいと思っておりますし、そういった部分に対してきちんと地方、議会から意見を上げていく必要があると思しますので、意見書の提出をお願いしたいと思います。

○委員長(門田直樹委員) それでは要望第3号を、当委員会で採決するというところでよろしいですか。

(発言するものなし)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしとみとめ、当委員会で審議いたします。

では、この要望について、協議、意見交換を行います。

ご意見はありますか。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 事前配付されておりました意見書案の参考例文について、私は若干修正を加えさせていただきたいなという部分がございます、そのうえで協議願いたいと思うんですけども、まずですね、1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保についての(5)ですね…。

○委員長(門田直樹委員) 藤井委員、まずは要望を採択するかを審議して、それは後程の意見書案を協議するところをお願いいたします。

(藤井雅之委員「失礼いたしました」と呼ぶ)

○委員長(門田直樹委員) ほかにありませんか。これで協議、意見交換を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

要望第3号について採択することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手と認め、要望第3号は、採択すべきものと決定しました。

(採択 賛成5名 反対0名 午後0時05分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) ただいま委員会採択が決定いたしました要望につきましては、意見書の提出が要望され、意見書案が添付されております。

それでは、この意見書案をもとに内容について協議をいたします。

ご意見はありませんか。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 先ほどは失礼いたしました。私は、この参考例文に2点ほど付け加えをさせていただきますというのを、提案いたします。まず、1の地方交付税の増額による一般財源総額の確保についてのところで、(5)の部分若干修正させていただいて、「国の政策誘導手段として用いることは避け、平成26年度においては削減前の水準に戻すこと。」と、はっきりと平成26年度においては戻していただきたいということを意見書の中で打ち出すべきと考えます。

次に、2の地方税源の充実確保等について、(8)といたしまして、「国保会計への国の補助を増やすこと」というのを付け加えていただきたいということを提案いたします。

○委員長(門田直樹委員) ほかにありませんか。

ではお諮りします。

ただいま、藤井委員から追加の提案がありましたが、1の地方交付税の増額による一般財源総額の確保についての(5)の最後の方、「政策誘導手段として用いることは、避けること。」を「用いることは避け、平成26年度においては削減前の水準に戻すこと。」に変更し、それと、2の地方税源の充実確保等については、最後に(8)を付け加えて「市町村国民健康保険事業特別会計の国の補助を引き上げること」と入れる。というご提案がなされました。

そのような内容でよろしいでしょうか。ご意見がありましたらお願いします。

福廣委員。

○委員(福廣和美委員) これは国の政策に関わることで、にわかには今言われて賛成か、反対かと言われても、党の考え方があるので、なかなか難しいですね、付け加えられると。それがオッケーかどうかというのは個人の判断だけでできるものではない。国の政策の問題ですから。気持ちだけでいくわけにはいかない、気持ちは賛成していいけれども。国保のことを入れることになると、それは別にいいように思うが、この例文に上がっていないのはなぜ上がっていないのかという理由もあるかもわからないし。

○委員長(門田直樹委員) そうなると…。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） ただ、市長会等でも国保会計への補助という、そういったものも上がって  
いたと思いますし、ぜひそういう部分を含めてご判断いただければと思うんですけども。例文  
に上がっていないので付け加えたという部分であれですけども。

○委員長（門田直樹委員） 今提案されたということで、福廣委員が今おっしゃったのもわかります  
が。具体的には、継続という動議で議論を進めていくのか、ここで採決するのか、ということに  
なるけれども。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それと、先ほど提案のあった平成26年度うんぬんというのは、公務員給与  
の引き下げの分の交付税削減ですよ…。

（藤井雅之委員「地方交付税そのものが削減された…」と呼ぶ）

○委員（福廣和美委員） それでは平成26年度は公務員給与の引き下げも元にもどるんですよ。

（藤井雅之委員「まだ確定していないので、近隣の自治体は6月議会でも

そういう意見書も提出されていますし、…」と呼ぶ）

（渡邊美穂副委員長「延長するかもしれない…」と呼ぶ）

（福廣和美委員「延長でしょ…」と呼ぶ）

（発言する者多数、聞き取り不能）

○委員長（門田直樹委員） ではほかの委員さんのご意見は何かありませんでしょうか。特にないで  
すか。今お二人から意見書案の修正の提案と、即答ができないというお話ですが、どうしましょ  
うか。

（福廣和美委員「今の続きをいいでしょうか…」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ということは、それが引き続き行われた場合も平成26年度は地方交付税を  
もとに戻せということか。地方公務員の給与引き下げが前提としてそうなったわけですよ、そ  
れが継続になるかもわからないと今言われたでしょ。

（渡邊美穂副委員長「継続というのは、地方交付税を引き下げたままにして  
おくということです」と呼ぶ）

（「もとに戻せと…」と呼ぶ声あり）

（渡邊美穂副委員長「…給与は戻せないから…」と呼ぶ）

（福廣和美委員「それは逆じゃないか。地方公務員の給与引き下げは1年で終わ  
るでしょ、これが決まってないということか。」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 私の理解では、一応来年の3月までみな暫定的な条例を作って引き下  
げをしているんですけども、それが平成26年度にもとに戻されるという前提で3月までという  
ふうにやっているんですが、地方交付税がもし削減されたままだった場合は給与削減したまま、

またそれがさらに延長して条例の延長になる可能性があるということになるのではないのでしょうか。だから交付税を削減したままだと、給与が上げられないという判断される自治体が出てくるのではないかと、私は理解していますけれども。

(不老光幸委員「委員長」と呼ぶ)

○委員長(門田直樹委員) 不老委員。

○委員(不老光幸委員) 午後1時まで休憩をお願いします。

○委員長(門田直樹委員) ここで、午後1時00分まで休憩します。

休 憩 午後0時13分

~~~~~○~~~~~

再 開 午後1時00分

○委員長(門田直樹委員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) すみません、午後までになって申し訳ありません。私、先ほど意見書の案分のところで提案いたしましたけれども、委員の方から加筆することで整合性がどうなんだというご意見もありました。ただ、私としてぜひこの意見書は何とか、できればこういった地方財源の充実の部分については、全会一致で採決していただきたいとも考えますので、1の(5)については現状のままで結構ですので、2の(8)の国保会計への補助の部分だけは何とか入れていただきたいということ、改めてお願いいたします。

○委員長(門田直樹委員) それでは、確認いたします。1の(5)についてはそのままと、修正なしと。そして2に(8)として「市町村国民健康保険事業特別会計の国の補助を引き上げること。」を盛り込むと、いうことではありますが、委員のご意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) それでは、これでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) それでは、お諮りしたとおり決定いたしました。

次に、意見書の提出者を決定したいと思います。

委員会提出議案として、提出者は委員長でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) それでは、異議なしと認め、提出者は私、委員長とし、本会議最終日に提出いたします。

~~~~~○~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出に

きましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

これもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後1時03分

~~~~~○~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成25年11月26日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹